豊中市有功者表彰及び待遇に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例(昭和26年豊中市条例第4号。 以下「条例」という。)に定めるもののほか、市長が行う有功者表彰及び待遇に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(表彰方法)

- 第2条 条例第3条第1項の表彰は、表彰状及び1万円相当の記念品を贈呈する。
- 2 条例第3条に規定する有功者表彰は、有功者が有功者要件に該当するに至った最初の ときであって、そのときの表彰のみとする。

(表彰の時期)

第3条 条例第4条の市長が定める日は、原則として年1回とする。ただし、これにより 難い場合は、随時行うことができる。

(式典等の待遇)

- 第4条 条例第5条に規定する「市長が定める市の式典、公式会合等」とは、次のものをいう。
 - (1) 式典等
 - · 市制施行記念式典行事 · 成人式
 - ·憲法記念日市長表彰式 ·消防出初式
 - ·教育表彰式 · 戦没者追悼式
 - (2) 竣工式
 - ・市長が定める公共施設の竣工式
 - (3) 行事
 - ・全市民対象のもの (憲法記念市民の集いなど)

(有功者等の弔慰対応)

- 第5条 条例第6条の有功者の死亡に係る弔辞、供花等、記念品(料)は、次のとおりと する。
 - (1)条例第2条第1号の有功者の場合

ア弔辞

イ供花等

ウ記念品(料) 1万円

(2)条例第2条第2号の有功者(現職を除く。)の場合ア用辞

イ供花等

ウ記念品(料) 1万円

(3)条例第2条第3号の有功者(現職を除く。)の場合

ア弔辞

イ供花等

ウ記念品(料) 1万円

- 2 現職市長の死亡の場合は、公葬を行う。
- 3 現職市議会議員の死亡の場合は、次のとおりとする。
 - (1) 弔辞
 - (2) 供花等
 - (3)記念品(料) 2万円

(資格の取消し)

第6条 条例第7条に規定する「刑に処せられたとき」とは、言渡しを受けた判決が確定することをいい、刑の執行を猶予された場合を含む。また、控訴等による刑の確定までの期間については、条例の適用を受ける。

(資格の停止)

第7条 条例第8条の選挙権の停止には被選挙権の停止を含む。

(市議会議員の退職対応)

第8条 現職市議会議員が任期中に退職したときは、1万円相当の記念品を贈呈する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。